

第476回（定例）福崎町議会会議録

平成29年12月22日（金）

午前9時30分 開 会

1. 平成29年12月22日、第476回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 6 議員派遣
第 7 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決

第 6 議員派遣

第 7 閉会中の所管事務調査申出

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をお願いいたします。
質疑はありませんか。

1 1 番 議案第75号について、制定に当たって提案者の意図と申しますか、確認しておきたいのですが、管理者を、こうして位置づけを明記されるということになりますと、その分だけ人件費も増えてくるわけですが、この52万という月額でもろもろの経費を考えますと、年間約1,000万円ぐらい前後と想定をしたりするんですが、それが料金負担となってくることになるのではないかというふうに思うのですが、それが料金負担となってくることになるのではないかというふうに思うのですが、人事配置等との関係、組織等との関係から申しまして、どのように考えておられるのか、確認をしておきたいと思っております。

町 長 管理者を置くわけでありまして、その下に課長を置きまして、課員は1人減らすと、全体としては同じ課員でやっていただくという形になるかと思っております。

それよりも必要な形の中におけます分野につきましては、管理者そのものが、それら等職務を分掌するに当たって必要な時間でありまして、それら等、迅速に対応できるといったような事から、また、住民の生活に密着しておるといったような事から、必要性を感じて、このようにしてお願いをしているところであります。

1 1 番 体制としては同じと申しますか、人数等でやっていきたいということですね。新たな大きな負担は発生することはないという、させないという、そういう考え方でよろしいですか。

町 長 全くそのとおりであります。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

12月12日の本会議2日目において、議案15件及び請願1件、それぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、議長宛てに審査報告書が提出されております。

各委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

まず、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、木村委員長。

木村総務文教 皆さんおはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会に付託されました議案4件、請願1件の審査報告をいたします。

議案第66号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度福崎町一般会計補正予算(第2号))について、委員からは「選挙事務用備品購入費218万円は、天地をそろえずに投票用紙を分類できるという機械を購入したということだが、多くの市町で導入しているのか」という質疑があり、「近隣市町の状況は調べていないが、業者によると、県下でも数カ所入っている」との答弁でした。議案第66号については、挙手全員で原案のとおり承認されました。

次に、議案第70号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、委員からは「育児休業期間中の給与の支払いはどのようになっているのか」との質疑があり、「育児休業中は給与は出ませんが、保険に入っているので、その保険から給与の約6割から7割が給付されます」との答弁でした。議案第70号においても、挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、福崎町上下水道事業管理者の設置等のための関係条例の整備に関する条例の制定について、委員から「予算、補正予算、決算等についての議会の提案者は今までどおり町長ということで間違いはないか」との質疑があり、「そのとおりである」との答弁でした。「上下水道事業管理者と別に課長を置くのか」との質疑に対して、「地方公営企業法では、管理者と常勤職員は兼務できないという条文がありますので、課長は別に置くこととなります」との答弁でした。議案第75号においても、挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成29年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、委員から「高岡小学校プール改修事業の債務負担行為3,500万円の期間は、平成30年度となっている。29年度中に入札をし、工事契約締結のためか」との質疑に対して、「平成30年4月から直ちに工事に着手するため、平成29年度内に入札行為を行うことを考えている」との答弁でした。また「エルデホールの屋根の災害復旧工事費100万円のうち、足場を組むのにかかる費用の割合が高いように思うが」との質疑に対して、「足場の設置及び撤去費用の直接工事費が約23万円と3分の1は足場工事分となる」との答弁でした。議案第76号においても、挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に、請願第4号、治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める請願については、挙手少数で不採択となりました。

以上、総務文教常任委員会に付託された議案及び請願に対する審査報告を終わります。

議長 総務文教常任委員会委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

1 1 番 先日の毎日新聞及び神戸新聞での報道がありました。私も、議会を出て、一昨日の夕方、あるいは昨日も夜に4件の電話がかかってきて、これはどういうこっ

ちゃ、何しとんじゃと、議会は税金泥棒やというて皆、町で言うところというふうな、そんなお怒りの激しい声も含めて、抗議の電話がありました。あの新聞報道の関係について、事実経過については、新聞報道は間違いないでしょうか。

木村総務文教 新聞報道に関しまして、時間の経過を追ってありますが、一部欠けている部分
常任委員長 もございます。

1 1 番 私はその新聞報道が間違った報道をしておるといふような認識は今の答弁からは受けないわけですが、新聞は間違った報道はしていないという、そういうことですね。

木村総務文教 詳細な部分に関しましては、抜けている部分もあるかと思えます。
常任委員長

1 1 番 ということになりますと、あの新聞報道は事実を報道しておるといふことになりますと、これは福崎町議会に対する評価を、町民だけでなく、広く世間に、何と言いますか、恥ずかしいと言いますか、福崎町議会の評価を落とすことになっておるといふふうに思うんですが、大変残念であります。

議会基本条例というのを我々は制定をいたしております。この目的は、その中で、町民と共働する議会を実現し、ともに働くですね、共働する議会を実現し、もって町民の福祉の向上及び町政の発展に寄与することを目的というふうに書いております。この条例の位置づけは、議会運営の根幹となる規範であり、議会に係る他の条例等を制定し、または改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならないというふうに、第2条で明記をいたしております。

そして、町民と議会の関係について、第12条で定めております。その中で、町民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならないというふうに12条1項で定めておるのであります。そして12条4で、議会は請願及び陳情を町民等による政策提言として位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けることができるものとするというふうに定めておるわけであります。したがって、この議会基本条例ということに照らして考えるならば、大変残念なと言いますか、全くこの趣旨を反映していない、逆行しているという、そういうふう思うんですが、いかがでしょうか。

木村総務文教 委員会としましては、請願者に参考人として出席要請を行い、意見を聞く機会
常任委員長 を設けております。今回その小林議員が言われる議会基本条例の第12条の規定に反するものではないと考えております。

1 1 番 この条例の最初に言いました目的と、それからこの条例の位置づけということに照らせば、明らかに反しておると思えます。設けたとおっしゃいますが、新聞報道によりますと、それを午後1時というふうな、出席を求めたというふうなことですが、その付記として、多少の時間の前後はありますというふうに書いておるといふことではあります、午後1時というのは、もう午前中に変わるというふうなことは、まあ普通の常識では考えられないことではあります。やっぱりこの人間の普通に受け取る常識の範囲の中で運営していただかなければならないというふうに思います。

先日の議会運営委員会でも、この条例をもとにして、一言言わせていただきましたけれど、やはり、議会がいかんして町民に信頼されるように、そして町民とともによい福崎町をつくっていかうかという観点からいきますと、大変残念な事態だと言わねばなりません。今、新聞報道が、うそは書いていないということを確認をいたしましたので、その点については、大変残念な総務委員会であったというふうに、そういう認識をしておきます。

以上です。

木村総務文教 当日の委員会は、午前9時30分から別の特別委員会が開催され、その委員会
常任委員長 終了後に午前11時から総務文教常任委員会を開催いたしました。また、通知
には午後1時予定に加え、特別委員会終了後に総務文教常任委員会を開催すると
記載し、特別委員会と常任委員会の休憩は通常は15分間ぐらいの休憩をとって
おるところでございますが、このたびは30分間とり、配慮しております。委員
会の進行に問題はなかったと考えております。

また、請願・陳情の取り扱いについて、今後、福崎町議会として、どのように
対応するか、研究を行っていきたいと考えております。

1 1 番 終わろうと思ったんですが、そのように言われますと、請願・陳情のあり方
について、今後どのように取り扱うかといった、そんなことは今読んだ議会基本
条例とこれまでの会議規則もありますけれど、この基本条例でしっかりと定めて
おるじゃありませんか。何を今さらこれを考え直す必要があるんですか。そのよ
うないいわけは、まさに詭弁としか、詭弁どころか、まさにもう本当にひきよ
うな言い逃れとしか映らない。

駅前周辺整備特別委員会が直前にあったということではありますが、その時間が
通常は1時間から1時間半ぐらいで終わるというのは、これまでの運営の例であ
りますけれども、それも含めて、委員会が参考人に来てもらうという連絡する
ときは全部議長を通じて、議長名でやるということになっておりますけれど、そ
ういうふうにしてやられたら、その住民との、参考人として呼んだ人たちとの信
頼関係は、これは当然守らなければなりません。途中で、早く終わりそうなら、
連絡も議会としてとるということが必要だと思うんです。紹介議員に連絡が、
請願者に連絡がいかない、どうだったとか、早く来いとか、そんなことじゃなしに、
議会として連絡をしたんだから、議会として何時に来てください、来なければそ
れを待つという、そういう議会の対応が必要なんです。そこのところをしっかりと
わきまえていただかなきゃいかんということなんです。

請願・陳情のあり方については、ちゃんともう決まっております。

以上です、もう。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終結
いたします。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、前川委員長。

前川民生まちづくり 皆さんおはようございます。

常任委員長 12月14日の本会議において民生まちづくり常任委員会に付託を受けまし
た議案審査について、議案ごとに委員から出された主な質疑を報告し、補足説
明とさせていただきます。

まず、議案第69号、中播農業共済事務組合規約の一部変更について、農業経
営収入保険事業について、「専業ではなく、兼業で農業をされている方もおら
れるが、そういう方の取り扱いはどうなるのか」という質疑に対して、「農業
収入経営保険に加入するためには、青色申告をしていることが必要となります。
青色申告をしていない方については、今までの農業共済に加入していただくこ
とになります」との回答がありました。

次に、議案第71号、福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例について、「日の長い時期であれば、午後5時でもまだ明るい。町として、観光振興という立場でも検討し、もちむぎ食品センターの経営上から必要であるということだけではなく、観光振興という立場も押し出していかなければならないと思うが」との質疑に対し、「午後5時以降については、売上に対して経費が非常に大きくなっているという状況です。観光も含め、地域の活性化というものについても、辻川界限にも、もう少しにぎわいが欲しいと思っています。役場周辺のにぎわいも、そういったところに波及できるよう、何らかの工夫が必要ではないかと考えています」との回答がありました。

次に、議案第72号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、「町内ではどれぐらいの人が対象となるのか」との質疑に対し、「実績では、現在の受給者数のうち、該当するのは1人という状況です」との回答がありました。

次に、議案第73号、福崎町農林業体験学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、「消費税10%ということが言われているが、今のところ消費税値上げ分を考慮しないということか」との質疑に対し、「これは内税です。示している中にも外税扱いの部分と内税扱いの部分があります。できたらこれだけではなく、その他の施設も含め、内税取扱いで全体を見直したいと思っています。平成30年度予算に間に合いませんが、平成30年度中には検討を加えていきたいと思っています」との回答がありました。

次に、議案第74号、福崎町自転車の放置防止に関する条例の制定について、「撤去費用として、自転車1台2,000円、原動機付自転車1台3,000円とあるが、この額は全国的に一般的な金額か」という質疑に対し、「全国では金額はさまざまですが、町クラスでは平均2,000円程度ですので、福崎町については2,000円を参考としています」との回答がありました。また「1時間というのはどうなのか。短過ぎないか」という質疑に対し、「この条例によると、即時撤去も可能です。そこにとめてあれば即撤去できるのですが、ちょっと用事で買い物をされている方々を考慮し、1時間としています。電車に乗って、そのままどこかに行かれば、1時間では帰ってこれませんが、そういった場合は即時撤去ということにもなります」との回答がありました。

次に、議案第77号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、「国民健康保険運営協議会は年間何回実施するのか」との質疑に対し、「当初は年3回を予定していましたが、今年度については年4回の開催となります」との回答がありました。

次に、議案第78号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、「共済費はどういう理由で上がったのか」という質疑に対し、「保険や介護負担金の関係で上がっています。率としては1,000分の2.3352上がっています」との回答がありました。

議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号については、特に質問はありませんでした。

審査の結果、いずれの議案についても、委員会として原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会における付託議案の審査経過の報告とさせていただきます。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終
結いたします。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

民生まちづくり常任委員会、前川委員長。

前川民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会から、議会開会中に行いました所管事務調査につい
常任委員長 て、報告をさせていただきます。

委員会は、12月14日に開催いたしました。

調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおり
ですが、委員から出された質疑について、特に補足すべき事項について説明を
させていただきます。

協議の中で委員から、開発基準で必要な緑地面積との関係について、質疑があ
りましたが、「今回の場合、公園を廃止するのではなく、公園のまま駐車場と
して利用するので、緑地面積に変動はない」とのことでありました。

委員会では、福崎工業団地協議会の要望について、申請のとおり許可すること
に決定いたしました。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告を終わります。

議 長 次、議会運営委員会、河嶋委員長。

河嶋議会運営 議会運営委員会から、議会開会中に行いました所管事務調査について、報告さ
委 員 長 せていただきます。

委員会は、開会中の12月20日に開催いたしました。調査結果は配付して
おります委員会調査報告書のとおりですので、要点のみ報告させていただきます。

12月20日の委員会では、第476回12月定例会における追加議案につ
いて、町長提案分が議案9件、委員会提案分が意見書案1件の協議を行いました。

町長提案、委員会提案のいずれの議案も、当初提案分の議案の採決後に追加議
案として上程、委員会付託をせずに即決とする取り扱いを確認いたしました。

以上、議会運営委員会の開会中の所管事務調査の報告とさせていただきます。

議 長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備対策 福崎駅周辺整備対策特別委員会の報告を行います。

特別委員長 報告書に内容は書いてあるとおりであります。委員会は12月15日、会議を
開催して、福崎駅周辺整備室の報告を聞き、質疑と意見交換をいたしました。

若干の補足をいたします。事業の進捗状況についてであります。12月8日現
在の用地取得で、契約済み数は69筆中66筆、取得完了が57筆であります。
町道福崎駅田原線の事業認定申請は、12月11日に行ったとのことございま
す。

工事及び業務委託進捗状況についても、資料により報告を受けました。12月
1日入札のその8、その9等は来年度へ繰り越しが予測をされております。現場
では、幅狭した工事になりますが、工程管理初め、工事内容がよりよいものにな
るようにとの意見も出されておるところであります。

観光交流センターの設計入札は今月中に予定されておるとのことです。

福崎駅前のイメージパースが示されました。今後、広報のあり方についても検
討するとのことあります。バリアフリーや電線の地中化についても、質疑、意
見がありました。福祉のまちづくりを踏まえた設計を進めていくとのことであり

ます。

辻川周辺の事業は、設計はおおむね完了するが、工事では一部繰り越しもあり得るということでもあります。

以上です。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議 長 日程第4は、討論・採決であります。

それでは、議案第66号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度福崎町一般会計補正予算（第2号））について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第66号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度福崎町一般会計補正予算（第2号））について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり承認するであります。

委員長報告のとおり承認することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第66号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第69号、中播農業共済事務組合同規約の一部変更について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第69号、中播農業共済事務組合同規約の一部変更について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第69号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第70号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第70号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第70号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第71号、福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第71号、福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第72号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第72号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第73号、福崎町農林業体験学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第73号、福崎町農林業体験学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第73号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第74号、福崎町自転車放置防止に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第74号、福崎町自転車放置防止に関する条例の制定について、本案に

対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第74号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第75号、福崎町上下水道事業管理者の設置等のための関係条例の整備に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第75号、福崎町上下水道事業管理者の設置等のための関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第76号、平成29年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第76号、平成29年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第76号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第77号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第77号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第77号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第78号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第78号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第78号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第79号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第79号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第79号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第80号、平成29年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第80号、平成29年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第80号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第81号、平成29年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第81号、平成29年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 8 1 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 8 2 号、平成 2 9 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第 8 2 号、平成 2 9 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 8 2 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

請願第 4 号、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願書について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、不採択とするであります。このため、原案に対してお諮りいたします。

(「討論は」という声あり)

議 長 失礼いたしました。それでは、討論があるということですので、まず、原案に対する反対者の発言を許可いたします。反対はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 次に、原案に対する賛成の発言を許可いたします。
1 2 番 請願第 4 号、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願について、賛成の討論を行います。

本請願は、1 9 2 5 年から終戦となった 1 9 4 5 年までの間に国民主権を目指したり、戦争に反対した人々などを弾圧した治安維持法による犠牲者への日本国憲法第 1 7 条の国家賠償請求権に基づいて、国家賠償を法制化することを求めるものであります。当初、最高刑は懲役 1 0 年であったものを、1 9 2 8 年に死刑、無期懲役を加えるなど、大改悪が行われ、さらに、1 9 4 1 年には、刑期終了後も拘禁できる予防拘禁制度などの改悪が加えられました。政府の政策、戦争に対する批判を封じ込めるため、各種団体のみならず、一般の国民の会話も監視するという弾圧強化の役割を果たしたものであります。現憲法の理念の重要な柱である人権の尊重、平和主義の対極に位置する法律であり、この法律による犠牲者は、現憲法に基づく国家賠償が行われるべきものと確信いたします。

本請願が付託された 1 2 月 1 5 日の総務文教常任委員会において、請願者による趣旨説明が予定され、出席要請が行われていたにも関わらず、請願者の到着を待たずに委員会審査と採決が行われたことは、まことに遺憾であります。

本請願の紹介議員として、以後こうした事態が繰り返されぬ対応を、福崎町議会として図られることを強く求めるものであります。

本請願は、現憲法の理念に即して、過去の誤りによる犠牲者への国家賠償を行うべきというものであり、本町議会において、その趣旨に賛同し、採択されることを強く願うものであります。

以上をもって、本請願に対する賛成討論といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これより、採決に入ります。
請願第4号、治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める請願書について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、不採択とするであります。このため、原案についてお諮りいたします。
もう一度申し上げます。請願第4号、治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める請願書について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、不採択とするであります。このため、原案についてお諮りいたします。
請願第4号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。
(起立少数)

議 長 起立少数であります。
よって、請願第4号については、不採択とすることに決定いたしました。

追加日程 追加議案の上程、討論・採決

議 長 この際お諮りいたします。議事日程の追加でございます。
先日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところですが、議案第83号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第91号、平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの9件及び意見書案第1号、「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書1件の計10件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第83号から議案第91号及び意見書案第1号を日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。
これから、暫時休憩をとらせていただき、再開は10時45分とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

◇

休憩 午前10時26分

再開 午前10時45分

◇

議 長 それでは、再開いたします。
これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めます。

町 長 先ほどは全議案に対しまして、賛同をいただいたこと、まことにありがとうございます。

それでは、追加議案について、説明させていただきます。

追加議案の全て、平成29年の人事院勧告に係るものであります。主な内容は民間企業との格差を埋めるため、一般職員で給料改定率を平均0.2%増額、期末勤勉手当においては、年間の支給月数4.3カ月を0.1カ月増額し、4.4カ月とするものであります。議員、特別職につきましても、これに準じて支給いたします。

衆議院議員総選挙により、国会の審議がおくれたため、追加議案としてお願いするものであります。

詳しい内容につきましては、公営企業参事ほか、担当課長が説明いたしますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから、議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご了承ください。

議案第83号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第84号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。両議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第83号、84号について、ご説明申し上げます。

この議案は、平成29年8月の人事院勧告に係るものでございます。

人事院勧告は、毎年8月上旬に民間給与と国家公務員給与の格差是正のため、人事院が勧告し、11月の臨時国会において国家公務員の給与改正法が審議されております。それに準じ、地方公務員も実施しておりますが、先ほど町長から説明がありましたように、急遽衆議院議員選挙が実施されたことにより、国会の審議が遅れましたため、今回追加で上程するものでございます。

今年の人事院勧告は、月例給、期末勤勉手当とも増額の勧告となり、4年連続の増額となっております。人事院の給与勧告の骨子につきましては、議案第84号資料の14ページにお示ししているので、お開きいただけたらというふうに思います。

福崎町では、国の人事院勧告にならい、月例給は公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、行政職給料表を平均で0.2%引き上げますが、民間の初任給との差があることから、若年層の引き上げに重点を置いております。

二つ目は、期末勤勉手当の引き上げです。0.1カ月引き上げとなりますが、勤務成績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に配分をされております。

これらの勧告を踏まえて、条例改正をしようとするものでございます。

議案第83号資料、1ページをごらんください。

福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。期末手当として、条例第4条第2項の表中、12月1日の基準日に6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.1カ月引き上げ、100分の222.5を、100分の232.5とします他、それぞれの在職期間に応じた支給率も改め、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

下段をごらんください。第2条関係でございます。これは30年度以降の期末手当を定めようとするものです。条例第4条第2項表中6月1日の基準日に関しては、6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.05カ月引き上げ、100分の202.5を100分の207.5とします他、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めています。

また、12月1日の基準日に関しては、6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を、先ほど引き上げました100分の232.5から100分の227.5と0.05カ月引き下げます。なお、それぞれの在職期間に応じた支給率も改めています。

附則で、平成30年4月1日から施行するものでございます。

2ページをお開きください。

福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。先ほどの特別職の条例改正と全く同様の改正内容となっております。

なお、この改正によりまして、特別職及び議会議員の期末手当の年間支給月数は現在4.25カ月から、4.35カ月と改正になります。

続きまして、議案第84号、資料1ページをごらんください。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

福崎町の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。条例第28条第2項第1号の改正は、勤勉手当の改正で、12月支給の勤勉手当を0.1カ月引き上げ、100分の95に改めるものです。

第2号は再任用職員の改正です。

附則の12項は、55歳を超える6級以上の職員も勤勉手当を0.1カ月引き上げますが、1.5%を削減することを定めているものでございます。

2ページをお開きください。6ページまで、こう渡っております。別表第1、第7条関係は行政職給料表を改めるもので、民間との初任給との差があることから、若年層に手厚い引き上げとなっております。平均で0.2%の引き上げでございます。世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いた改正となっております。この改正は公布の日から施行しまして、平成29年4月1日から適用するものでございます。

資料7ページをお願いします。

第28条第2項第1号の改正は、勤勉手当の改正で、6月、12月、勤勉手当をどちらも100分の90にするものです。同条第2項第2号の改正は、再任用職員の改正です。

資料7ページ下段から9ページの改正は、附則第9項から12項を削除するもので、平成27年度給与の総合的見直しで、50歳代の職員の給料が4%程度引き下げられましたが、3年間は経過措置により現給保障制度があり、当時の給与を保障しておりました。また、55歳以上の6級職員は給料と期末手当を1.5%減額いたしておりました。このたび、平成30年4月1日からこの現給保障制度がなくなりますので1.5%の減額もなくするというものでございます。

なお、10ページの福崎町職員の育児休業等に関する条例及び11ページの職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましても、附則第9項を引用していただきましたので、あわせて削除いたします。

この改正は平成30年4月1日から施行をいたします。

12ページは先ほど説明しました勤勉、期末勤勉手当の改正をわかりやすくしたものでございます。13ページは平成30年度からのものでございます。

今回の人事院勧告を踏まえて行う給与改定に伴う影響額は、特別職、町職員合わせて年間984万8,000円の増額となります。

以上、議案第83号、議案第84号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

議長 次、議案第85号、平成29年度福崎町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第85号について、ご説明申し上げます。

平成29年度一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万円を追加し、補正後の予算の総額を、89億20万円とするものであります。

補正の内容につきましては、先ほど町長、総務課長より提案説明のありました地方公務員の人事院勧告に基づいた議案第83号の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第84号の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等に係るもので、職員の給料、勤勉手当に配分したボーナスの引き上げ0.1カ月分のほかに、給与改定等のはね返りによる職員手当等及び共済費の増額補正、これらに加え、特別会計への繰出金を増額補正するものであります。

一般会計予算に係る特別職3名及び水道及び下水道事業等を除く職員234名に係る人件費の補正額は、一般会計職員で805万5,000円の増、特別会計に対する繰出金で、48万2,000円の増、合計で853万7,000円の増額となっております。

特別職3名は、期末手当23万3,000円、県共済組合負担金1万2,000円の合計24万5,000円の増額であります。

一般会計職員の805万5,000円の増額の主な項目別の内訳は、給料の月額引き上げにより、給料が131万9,000円の増額、期末勤勉手当が551万9,000円の増額、給料表改定によるはね返りにより、県退職手当組合負担金が17万4,000円の増額などであります。

議案第85号説明資料に、全会計の給与費明細書、また、一般会計及び特別会計の補正予算の末尾に、各会計の給与費明細書をおつけしておりますのでご参照ください。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書にて、一般会計職員に係る人件費の補正以外のところのみご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上、議案第85号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 次、議案第86号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてから、議案第88号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてまでの計3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第86号から88号までについて、ご説明をいたします。

まず、議案第86号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ23億4,301万6,000円とするものです。

第1表をごらんください。補正の内容は、一般会計にもございましたが、人事院勧告による職員4名分の給料等で、歳出では総務費、歳入では繰入金をそれぞれ21万6,000円増額するものでございます。

議案5ページから7ページまでにつきましては、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

続きまして、議案第87号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出予算それぞれ4万6,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ2億4,554万6,000円とするものです。

第1表をお願いいたします。補正の内容は、人事院勧告による職員1名分の給

料等の増で、歳出では総務費、歳入では繰入金をそれぞれ4万6,000円増額するものでございます。

議案5ページから7ページまでは給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第87号の説明を終わります。

続きまして、議案第88号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出予算それぞれ31万5,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ17億3,691万5,000円とするものです。

第1表をお願いいたします。補正の内容は、人事院勧告による職員5名分の給料等の増で、歳出では総務費及び地域支援事業費、歳入では国庫支出金、県支出金及び繰入金、それぞれ合わせて31万5,000円の増額を行うものでございます。

議案13ページから15ページまでは給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、説明を終わります。3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 次、議案第89号平成29年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号）についてから、議案第91号、平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの計3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

公営企業参事 議案第89号から91号について、ご説明申し上げます。

この3議案につきましては、水道事業、工業用水道事業、下水道事業の各会計予算において、人事院勧告に基づき職員給与費等を補正するものです。

本年度の人事院勧告につきましては、議案第83号、第84号で説明いたしました内容となっております。

まず、議案第89号は水道事業会計補正予算（第2号）であります。

議案の次のページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出において、支出を営業費用で44万2,000円追加し、4億2,808万4,000円とするものです。また、第3条は予算第7条に定めた職員給与費を44万2,000円追加し、5,173万2,000円とするものです。なお、対象職員数は正職員6人、嘱託職員1人であります。

内容につきましては、議案第89号資料をごらんください。

営業費用で原水及び浄水費は12万1,000円を追加、配水及び給水費は13万3,000円を追加、総掛費は18万8,000円を追加いたします。

内訳につきましては、給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費でありまして、詳細につきましては備考欄にそれぞれ記載をしておいております。

補正予算に関する説明書としましては、水補1ページに実施計画、2ページに予定キャッシュフロー計算書、3ページ、4ページに給与費明細書、5ページから7ページに予定貸借対照表をお示ししておりますので、あわせてごらんください。

以上、議案第89号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第90号は工業用水道事業会計補正予算（第2号）であります。

議案の次のページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出で、支出を7万6,000円追加し、4,712万円とするものです。また、第3条では職員給与費を7万6,000円追加し、980万4,000円とするものであります。

内容につきましては、議案第90号資料をごらんください。

営業費用で送水及び配水費に7万6,000円を追加いたします。

内訳につきましては、給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費で、詳細は備考欄にそれぞれ記載しているとおりでございます。

補正予算に関する説明書としましては、工水補1ページに実施計画、2ページに予定キャッシュフロー計算書、3ページ、4ページに給与費明細書、5ページから7ページに予定貸借対照表をお示ししておりますので、あわせてご参照ください。

以上、議案第90号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第91号は下水道事業会計補正予算（第2号）となります。

議案の次のページをお開きください。

補正予算の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出において、支出を24万円追加し、10億6,807万3,000円に、第3条は予算第4条の本文括弧書き中で規定した資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填額を改めるとともに、資本的収入及び支出の次のページになりますが、支出において建設改良費に21万3,000円を追加して、7億1,828万6,000円とするものです。第4条は、予算第9条に定めた職員給与費を45万3,000円追加し、4,979万8,000円とするものです。なお、対象職員数は正職員6人、臨時嘱託職員3人です。

内容につきましては、議案第91号資料をごらんください。

まず、1ページは収益的収入及び支出の支出であります。目節ごとの補正額を記載しております。左から5列目が補正予定額、計の欄より右よりはセグメントごとの内容をお示ししております。目、処理場費は合計5万4,000円を追加、総掛費は18万6,000円を追加いたします。

次に、資料2ページをごらんください。資本的収入及び支出の支出であります。目、管路整備費は13万6,000円を追加、管路整備費、雨水は7万7,000円を追加いたします。内訳につきましては、全ての目とも給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費で、詳細につきましては、それぞれの備考欄に記載しているとおりでございます。

補正予算に関する説明書として、下水補1ページには実施計画、3ページに予定キャッシュフロー計算書、4ページ、5ページに給与費明細書、6ページから8ページに予定貸借対照表をお示ししておりますので、あわせてご参照ください。

以上、議案第91号の説明とさせていただきます。

3議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 次、意見書案第1号、「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本意見書案に対する説明を民生まちづくり常任委員会、前川委員長に求めます。

前川民生まちづくり常任委員長 意見書案第1号「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

ます。

道路は、地域の発展や経済社会活動を支える重要な社会基盤であるのは言うまでもなく、防災の面でも、住民の安全・安心を確保するために整備・充実が求められます。

現在、福崎町では、福崎駅周辺整備事業が進んでおり、町道福崎駅田原線等の整備や県による県道甘地福崎線の整備が進められており、福崎駅へのアクセス向上や歩道の整備による歩行者の安全性の確保が期待されており、町道新町西治線七種橋の橋梁修繕等、道路構造物の計画的な維持修繕にも取り組んでおります。このため

1、地域の安全・安心を確保し、豊かな暮らしを築くために必要な道路整備や適切な維持・管理が着実かつ計画的に実施できるよう、平成30年度予算及び平成29年度補正予算の総額を安定的かつ十分に確保すること

2、道路財特法の補助率等の嵩上げ処置について、平成30年度以降も現行制度を継続すること

以上について、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

議案第83号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第84号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第85号、平成29年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第86号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第87号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第88号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第89号、平成29年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第90号平成29年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第91号、平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、意見書案第1号、「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上で、追加議案に対する質疑を終結いたします。
ここでお諮りいたします。
ただいま上程中の議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本会議において即決することに決定いたしました。
それでは、議案第83号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第83号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第83号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第84号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第84号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第84号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 85 号、平成 29 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について、討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第 85 号、平成 29 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 85 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 86 号、平成 29 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第 86 号、平成 29 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 86 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 87 号、平成 29 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第 87 号、平成 29 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 87 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 88 号、平成 29 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第 88 号、平成 29 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 88 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 89 号、平成 29 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第 89 号、平成 29 年度福崎町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について、
原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 89 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 90 号、平成 29 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号) について、
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第 90 号、平成 29 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号) について、
原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 90 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 91 号、平成 29 年度福崎町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について、
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第 91 号、平成 29 年度福崎町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について、
原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 91 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、意見書案第 1 号、「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の
嵩上げ措置の継続」に関する意見書について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
意見書案第 1 号、「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上
げ措置の継続」に関する意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方
は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、意見書案第 1 号については、原案のとおり可決することに決定いたし
ます。

議 長 次の日程は議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、配付のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第7 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。
各委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長宛てに提出されております。それぞれ申し出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定しました。
以上で、第476回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。
よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
第476回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
本定例会は12月8日に招集され、本日までの15日間の会期でありました。
本定例会に提案されました全ての案件について、議員各位には慎重に審議をいただき、また、議事の運営につきましても、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
また、この間、理事者の皆様方には、資料作成を初め、議会の審議における協力に対し、敬意を表しますとともに、本会議及び委員会の審議の過程、議員各位が述べられました意見等につきましては、今後の町政に十分反映されますようお願い申し上げます。
閉会に当たりまして、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第476回定例議会を終わるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
師走の何かとご多用の中にも関わりませず、ご参集をいただきまして、提案いたしました議案一つ一つに丁寧な審査を賜り、その上、全て可決を可とする方向を出していただきました。本当にありがとうございました。
私たちは可決していただきましたそれぞれの議案の内容に沿って、忠実に執行してまいりたいと、このように考えております。また、議員から発議されました意見等々につきましても、議長の言われるとおりでありまして、真摯な形の中で受けとめさせていただきたいと、このように考えているところであります。
平成30年度は第5次総合計画、前期基本計画の最終年度となり、事業精査の必要があり、その上に沿って、平成31年度以降の5年間の方向を示す後期基本

計画を策定する大事な年度になってまいります。そういったような形の中では、平成30年度は非常に大切な時期といったような形になろうかと思うわけであり
ます。

消費税2%が増額になるわけでありまして、この2020年度を含めま
して、国の方向性により、修正を余儀なくされる場合もあると思うわけでありま
すけれども、国は国、地方は地方といったような形の中で、強く、私たちも、そ
れら等遂行する必要があるかと思えます。

これからはますます寒くなってまいりますし、年末何かと忙しい時期ではござ
いますけれども、十分お体に気をつけられまして、ご活躍されますように、そし
て、また新しい年に当たりましては、元気で再会できますことを心から願って、
最後の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

議 長 それでは、これをもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前11時34分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成30年1月

福崎町議会議長 高 井 國 年

福崎町議会議員 北 山 孝 彦

福崎町議会議員 城 谷 英 之